

2024年11月8日

各 位

株式会社全銀電子債権ネットワーク

業務規程等の一部改正のお知らせ

インターネット・バンキング契約がなくてもでんさいを利用できる新サービス「でんさいライト」のリリースに伴い、2024年11月18日から、株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下「当会社」という。）の業務規程および業務規程細則（以下「業務規程等」という。）を次のとおり改正しますので、お知らせいたします。

1. 業務規程等の改正点

(1) 当会社への直接請求チャネルの追加・チャネル移行等

- 当会社の利用に当たって、でんさいライトにより利用する方法等を規定するため、業務規程第11条第2項を改正。
- 間接アクセス方式とでんさいライトのチャネル移行に係る規程を追加するため、業務規程第11条第3項を追加。
- でんさいライトの電子記録の請求等について、当会社が定めるところにより、電子記録の請求に必要な事項を当会社に提供することを規定するため、業務規程第23条第1項および第2項を改正。
- でんさいライトの利用に係る免責事項を反映するため、業務規程第64条第2項を改正。

(2) 利用申込

- でんさいライトの利用契約については、当会社から利用開始通知を送付することを反映するため、業務規程第13条第3項を改正。

(3) サービス仕様（決済口座、サービス提供時間ほかでんさいライトの仕様の反映）

- でんさいライトの利用契約については、保証利用限定特約を付すことができないことを規定するため、業務規程第12条第3項第3号を追加。
- でんさいライトにより記録請求する場合の制限について追加するため、業務規程第22条第1項第12号を追加。
- でんさいライトにより電子記録をした場合の通知について、当会社から利用者へ直接通知することを反映するため、業務規程第25条第2項を改正。
- でんさいライト利用の場合、指定許可先登録機能が利用不可であることを反映するため、業務規程第26条第4項を改正。
- でんさいライトの利用の場合、単独保証記録が実施不可であることを反映するため、業務規程第27条第2項を改正。
- でんさいライト利用の場合、当会社から利用者に対し直接、請求の通知を

することおよび指定許可先登録機能が利用不可であることを反映するため、業務規程第 27 条第 3 項を改正。

- ・でんさいライト利用の場合、当会社から利用者に対し直接、通知をすることを規定するため、業務規程第 27 条第 5 項を改正。
- ・でんさいライトの障害時対応について規定するため、業務規程第 28 条第 2 項を追加。
- ・でんさいライトの利用の場合、でんさいライトにより最新債権情報開示の請求受付・開示および定例発行分の残高証明書の受付を行うことを反映するため、業務規程第 57 条第 1 項を改正。

(4) 手数料

- ・利用者がでんさいライトによる請求の手数料を当会社へ支払うことを規定するため、業務規程第 61 条第 2 項を改正。

2. 業務規程等の改正箇所（抜粋表）

※赤字下線箇所が改正箇所となります（改正後の業務規程等については、当会社ウェブサイトのメニュー「業務規程等」から、ご確認いただけます。）。

業務規程	業務規程細則
第1章 総則 (定義) 第2条 (略) 一～二十七 (略) <u>二十八 でんさいライト 当会社が直接運営および管理を行う、電子記録の請求および開示のためのインターネット・サービスをいう。</u>	第1章 総則 (定義) 第1条 (略) 一～七 (略) <u>八 最新債権情報開示 電子記録の記録事項のうち請求時点の債権の金額、支払期日等(分割記録の予約後の記録番号および債権金額を含む)、債務者、債権者、電子記録保証人の情報を開示内容とする開示をいう。</u> <u>九 全部開示 電子記録の記録事項のうち次に掲げる記録を除くすべての記録を開示内容とする開示をいう。</u> <u>① 直接の譲渡記録以外のすべての譲渡記録</u> <u>② 訂正および回復の記録</u> <u>③ 発生記録における特定記録機関変更記録以外の記録機関変更記録をしない旨の記録</u> <u>④ 業務規程細則に定める特定記録機関変更記録および変更後債権記録に対する変更記録</u>
第2章 当会社の業務等 (業務時間および営業日) 第5条 当会社の業務時間および営業日は、業務規程細則で定める。	第2章 当会社の業務等 (業務時間および営業日等) 第4条 規程第 5 条に規定する業務時間は、午前 9 時から午後 3 時までの時間とする。 <u>ただし、でんさいライトによる電子記録の請求または開示に関する業務時間は、午前 8 時から午後 7 時までとする。</u> 2～4 (略)
第4章 利用者 第1節 総則 (当会社の利用) 第11条 (略) 2 利用者は、 <u>次に掲げるいずれかの方法により、当会社を利用しなければならない。ただし、第 28 条第 1 項または第 2 項に該当する場合は、当該各項の定めるところによる。</u> <u>二 窓口金融機関が定めるところにより窓口金融機関を通じて利用する方法</u> <u>二 でんさいライトにより利用する方法</u> 3 利用者は、窓口金融機関が定めるところにより、前項の利用方法を変更することができる。	第3章 利用者 (元利用者が当会社を利用することができる場合) 第5条 規程第 11 条第 1 項に規定する場合は、規程第 15 条または規程第 16 条に定めるところにより利用契約を解約し、または解除された元利用者が、次に掲げる請求をする場合に限る。この場合において、当該元利用者は、当該利用契約に係る窓口金融機関だった参加金融機関が定める手数料を支払い、当該参加金融機関を通じて、当会社に請求しなければならない。 一 規程第 54 条に定める支払不能通知または取引停止通知の有無および通知された支払不能情報の内容の照会に係る請求

業務規程	業務規程細則
<p><u>4</u> 個人である利用者（保証人等を除く。）は、事業以外の目的で当会社を利用することができない。</p> <p><u>5</u> 利用者は、自らの判断と責任において当会社を利用するものとする。</p> <p><u>6</u> 利用者が第<u>4</u>項の規定に反して当会社を利用したことにより他の利用者、当会社または参加金融機関に生じた損害については、当該利用者がその責任を負うものとする。</p>	<p>二 規程第57条に定める債権記録に記録されている事項の開示に係る請求</p> <p>三 規程第59条に定める記録請求に際して提供された情報の開示に係る請求</p>
<p>第2節 利用契約 (利用契約の締結要件)</p> <p>第12条 1～2 (略) 3 (略) 一～二 (略)</p> <p><u>三 でんさいライトの利用契約でないこと</u></p> <p><u>四 参加金融機関が認めた者であること</u></p> <p>4 (略)</p>	<p><u>(でんさいライトを利用する場合における決済口座に係る制限)</u></p> <p><u>第6条の2 利用者が、でんさいライトの利用契約を締結する場合には、1利用契約ごとに単一の決済口座を定めなければならない。</u></p>
<p>(利用申込)</p> <p>第13条 1～2 (略)</p> <p>3 前項の審査の結果、当会社および参加金融機関が申込者との間で利用契約を締結する場合には、参加金融機関は、遅滞なく、利用者登録をし、<u>でんさいライトの利用契約の場合は当会社が、それ以外の場合は参加金融機関が</u>申込者に対し、利用者番号、利用開始日その他業務規程細則で定める事項を通知するものとする。</p> <p>4～7 (略)</p>	<p>(利用者登録後の通知事項)</p> <p>第7条 規程第13条第3項に規定する事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 窓口金融機関が規程第26条第4項に定めるところにより、利用者が自らを電子記録権利者とする電子記録の請求に係る権限を付与する電子記録義務者を制限することを認める場合には、その旨</p> <p>二 窓口金融機関が規程第27条第1項に定めるところにより、利用者に債権者請求方式による発生記録の請求を認める場合には、その旨</p> <p>三 窓口金融機関が規程第27条第3項に定めるところにより、利用者が自らを電子記録義務者とする発生記録または保証記録の請求をすることができる者を制限することを認める場合には、その旨</p> <p>四 窓口金融機関が第31条第2項に定めるところにより、利用者が信託財産の受託者として利用することを認める場合には、その旨</p> <p>五 窓口金融機関が第33条第1項に定めるところにより、利用者が債務者請求方式による請求の予約をすることを認める場合には、その旨</p> <p>六 窓口金融機関が第34条第1項に定めるところにより、利用者が債権者請求方式による請求の予約をすることを認める場合には、その旨</p> <p>七 その他参加金融機関が定める事項</p>
第5章 電子記録通則	第4章 電子記録通則
<p>第1節 総則 (電子記録の請求制限等)</p> <p>第22条 (略) 一～十一 (略)</p> <p><u>十二 利用契約がでんさいライトの利用契約である場合 単独保証記録以外の電子記録</u></p> <p>2 (略)</p>	
<p>第2節 電子記録の請求方法等 (電子記録の請求)</p> <p>第23条 発生記録、譲渡記録または保証記録の請求は、<u>当会社または</u>窓口金融機関が定めるところにより、第26条または第27条に定めるところに従ってそれぞれの電子記録の請求に必要な事項を当会社に提供してしなければならない。</p> <p>2 前項の電子記録および特定記録機関変更記録以外の電子記録の請求は、<u>当会社または</u>窓口金融機関が定めるところにより、次章に定めるところに従って電子記録の請求に必要な事項を当会社に提供してしなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	
<p>(当会社による電子記録および通知)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2 当会社は、前項の電子記録（口座間送金決済による支払等記録、分割記録、第34条第1項各号に掲げる事項に係る変更記録および信託の電子記録を除く。）</p>	<p>(電子記録の通知の方法等)</p> <p>第15条 規程第25条第2項に規定する利用者は、次の各号に掲げる電子記録に応じて、当該各号に定める利用者とする。</p> <p>一 発生記録 債権者請求方式による場合には債務者</p>

業務規程	業務規程細則
<p>をした場合には、遅滞なく、<u>当会社または</u>窓口金融機関が定めるところにより、当該電子記録の内容（特定記録機関変更記録以外の記録機関変更記録をしない旨を除く。）について<u>当会社から直接または</u>窓口金融機関を通じて業務規程細則で定める利用者に通知する。ただし、当会社は、特定記録機関変更記録および業務規程細則で定める電子記録をした場合には、窓口金融機関を通じて、業務規程細則で定める通知方法で、業務規程細則で定める通知内容を、業務規程細則で定める利用者に通知する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>および債権者または債務者請求方式による場合には債権者</p> <p>二 謙渡記録 謙受人</p> <p>三 口座間送金決済以外の支払等による支払等記録 支払等をした者が請求する場合には債権者および支払等をした者または債権者が請求する場合には支払等をした者</p> <p>四 保証記録 債権者</p> <p>五 変更記録（規程第34条第1項各号で定める事項に係る変更記録を除く。）当該変更記録について電子記録上の利害関係を有する利用者</p> <p>六 強制執行等の記録 債権者および債務者</p> <p>2 規程第25条第2項ただし書きに規定する電子記録、通知方法、通知内容および利用者は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 電子記録 第32条の3に定める変更記録</p> <p>二 通知方法 書面もしくは電子ファイルの送付による方法</p> <p>三 通知内容 特定記録機関変更記録および第32条の3に定める変更記録が記録された旨</p> <p>四 利用者 債権者および債務者</p>
<p>(債務者から双方請求をする場合の取扱い)</p> <p>第26条</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 第1項各号に掲げる電子記録の電子記録権利者は、当該電子記録に係る電子記録義務者に対し、当該電子記録を請求する権限を付与する。この場合において、当会社および当該電子記録権利者の窓口金融機関が認めたときは、同項第1号または第2号に掲げる電子記録の電子記録権利者（<u>利用契約がでんさいライトの利用契約ではない場合に限る。</u>）は、窓口金融機関が定めるところにより、当該電子記録の請求に係る権限を付与する電子記録義務者を制限することができる。</p> <p>5～6 (略)</p>	
<p>(債権者から双方請求する場合の取扱い)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 単独保証記録の電子記録権利者（<u>利用契約がでんさいライトの利用契約でない場合に限る。</u>）は、当会社に対し、当該単独保証記録の請求をすることができる。</p> <p>3 電子記録の請求が本条で規定する方式によるものであった場合には、当会社は、遅滞なく、<u>当会社から直接または</u>窓口金融機関を通じて電子記録義務者に対し、当該請求の内容を通知する。この場合において、当会社および当該電子記録義務者の窓口金融機関が認めたときは、電子記録義務者（<u>利用契約がでんさいライトの利用契約でない場合に限る。</u>）は、窓口金融機関が定めるところにより、自らを電子記録義務者とする前二項の電子記録の請求をすることができる電子記録権利者を制限することができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 電子記録義務者が、当会社に対し、前項に規定する期間内に同項の請求をしなかった場合および当該期間内に請求しない旨を通知した場合には、第1項および第2項の電子記録の請求は、その効力を失う。この場合において、当会社は、遅滞なく、<u>当会社から直接または</u>窓口金融機関を通じて当該電子記録義務者および電子記録権利者に対し、その旨通知する。</p>	
<p>第3節 電子記録の請求に係る特則 (電子記録の請求の特則)</p> <p>第28条 (略)</p> <p><u>2 でんさいライトの利用者は、災害またはシステム障害等のやむを得ない事情により、電子記録の請求ができるない状態が継続した場合には、窓口金融機関が別途指定する方法により、窓口金融機関を通じて第22条第1項第12号に定める電子記録の請求をすることができる。</u></p>	

業務規程	業務規程細則
<p><u>③</u> 当会社は、利用者が前二項の請求をした場合には、当該請求を受け付ける体制を整備するために必要な期間、当該請求の受付を留保することができる。</p> <p><u>④</u> 当会社は、前項の規定による留保により利用者および参加金融機関に生じた損害について、責任を負わない。</p>	
第6章 電子記録の請求および記録に関する事項	第5章 電子記録の請求および記録に関する事項
(発生記録) 第30条 (略) 2 利用者は、次に掲げる事項を内容とする発生記録の請求をすることができない。 一 業務規程細則で定める範囲外の金額を債権金額とする旨 二～七 (略) 3 (略)	(発生記録の請求の方法等) 第17条 1～6 (略) 7 規程第30条第2項第1号に規定する範囲は、 <u>でんさい</u> <u>いライ</u> <u>の利用者を債務者とする請求を行う場合は1円以上100万円以下、その他の場合は1円以上100億円未満とする。</u>
	(変更記録の請求の方法等) 第23条 1～3 (略) 4 前項の規定にかかわらず、発生記録もしくは発生記録に伴う信託の電子記録以外の電子記録または第33条に規定する請求の予約がされていないでんさいに係る第2項各号に掲げる事項についての変更記録の請求は、債権者(信託の電子記録を削除する旨の請求においては受託者)または債務者の双方が <u>当会社または</u> それらの窓口金融機関が定めるところによりすることができる。この場合において、規程第27条第3項から第5項までの規定中「電子記録義務者」を「請求の相手方」に読み替えて、それらの規定を準用する。 5 前二項の規定にかかわらず、規程第26条第2項の電子記録権利者である利用者は、 <u>当会社または</u> 窓口金融機関が定めるところにより、同項に規定する電子記録を削除する旨の変更記録の請求をすることができる。
	(債務者請求方式における請求の予約) 第33条 電子記録義務者による次に掲げる電子記録の請求において、電子記録義務者の窓口金融機関が認めた場合であって、規程第30条第1項第9号または規程第31条第1項第7号に掲げる電子記録の日が指定されたときには、当会社は、遅滞なく、当該記録の電子記録権利者の <u>利用契約に応じて当会社から直接または</u> 窓口金融機関を通じて当該請求の内容を当該電子記録権利者に通知する。 一 発生記録 二 變更記録 2 (略) 3 当会社は、前項の規定により電子記録義務者または電子記録権利者が第1項の請求を取り消した場合には、当該請求に係る電子記録権利者または電子記録義務者の <u>利用契約に応じて当会社から直接または</u> 窓口金融機関を通じて当該電子記録権利者または電子記録義務者に対し、その旨通知する。 4～5 (略)
	(債権者請求方式における請求の予約) 第34条 電子記録権利者による発生記録の請求において、電子記録権利者の窓口金融機関が認めた場合であって、規程第30条第1項第9号に掲げる電子記録の日が指定されたときには、当会社は、遅滞なく、当該発生記録の電子記録義務者の <u>利用契約に応じて当会社から直接または</u> 窓口金融機関を通じて当該請求の内容を当該電子記録義務者に通知する。 2 (略) 3 当会社は、前項の規定により電子記録権利者が第1項の請求を取り消した場合には、当該請求に係る電子記録義務者の <u>利用契約に応じて当会社から直接または</u> 窓口金融機関を通じて当該電子記録義務者に対し、その旨通知する。 4 (略) 5 第1項の通知を受けた電子記録義務者が、当会社に

業務規程	業務規程細則
	<p>対し、前項に規定する期間内に同項の請求をしなかつた場合および当該期間内に請求しない旨を通知した場合には、第1項の請求は、その効力を失う。この場合において、当会社は、遅滞なく、<u>利用契約に応じて当会社から直接または</u>窓口金融機関を通じて電子記録義務者および電子記録権利者に対し、その旨を通知する。</p> <p>6～7 (略)</p>
第10章 電子記録の記録事項等の開示 (債権記録に記録されている事項の開示) 第57条 次の各号に掲げる者およびその相続人等ならびにこれらの者の財産の管理および処分をする権利を有する者は、法第87条および業務規程細則で定めるところにより、 <u>当会社に対し、直接または</u> 窓口金融機関を通じて、当該各号に定める事項の開示を請求することができる。 一～三 (略) 2～3 (略)	<p>第9章 電子記録の記録事項等の開示 (債権記録に記録されている事項の開示の請求の方法等) 第56条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる開示の請求は、当該各号に定める方法でしなければならない。</p> <p>一 通常開示 次に掲げる方法</p> <p>① <u>最新債権情報開示</u> でんさいライトによる請求の場合はでんさいライトを利用する方法、それ以外の場合は窓口金融機関が定める方法</p> <p>② <u>全部開示</u> 窓口金融機関が定める方法</p> <p>二 (略)</p> <p>三 残高の開示 次に掲げる方法</p> <p>① (略)</p> <p>② 請求日以降の日を基準日として指定する場合 <u>でんさいライトによる請求の場合はでんさいライトを通じて、それ以外の場合は</u>窓口金融機関を通じて、利用者データベースに基準日を登録する方法</p> <p>③ 定期的な基準日を指定する場合 <u>でんさいライトによる請求の場合はでんさいライトを通じて、それ以外の場合は</u>窓口金融機関を通じて、利用者データベースに定期的な基準日を登録する方法</p> <p>3 前項第1号に掲げる通常開示の請求は、規程第57条第1項第1号または第2号に掲げる者およびその相続人等ならびにこれらの者の財産の管理および処分をする権利を有する者はでなければすることができます。この場合において、<u>でんさいライトによる請求の場合はでんさいライトを利用して当会社に対し、それ以外の場合は</u>窓口金融機関に対し、次に掲げる情報を提供しなければならない。</p> <p>一 開示の請求をする者の情報</p> <p>二 開示を請求するでんさいを特定するための情報</p> <p>三 その他窓口金融機関が定める情報</p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 第2項第3号②および③に掲げる残高の開示の請求は、<u>でんさいライトによる請求の場合はでんさいライトを利用して当会社に対し、それ以外の場合は</u>窓口金融機関に対し、次に掲げる情報を提供してしなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 規程第57条第2項に規定する開示の方法は、次の各号に掲げる開示の請求に応じて、当該各号に定める方法とする。</p> <p>一 第2項第1号に掲げる通常開示 次に掲げる方法</p> <p>① <u>最新債権情報開示</u> でんさいライトによる請求の場合はでんさいライトのウェブ画面に表示する方法、それ以外の場合は窓口金融機関が定める方法</p> <p>② <u>全部開示</u> 窓口金融機関が定める方法</p> <p>二～三 (略)</p> <p>9 (略)</p>
第11章 手数料 (手数料) 第61条 (略) 2 <u>前項の規定にかかわらず、</u> 利用者は、 <u>次の各号に掲げる場合には、</u> 当会社に対し、当会社が定める手数料を支払わなければならない。 一 <u>第28条第1項、第54条第3項、第57条第3項および第59条第3項の請求または照会をする場合</u>	

業務規程	業務規程細則
<u>二 でんさいライトにより請求をする場合</u>	
第13章 免責 (免責) 第64条 (略) 2 窓口金融機関 <u>または当会社</u> が、利用者のID、パスワード等の本人確認のための情報が窓口金融機関 <u>または当会社</u> に登録されたものと一致することを窓口金融機関 <u>または当会社</u> 所定の方法により確認し、相違ないと認めて取り扱った場合には、それらが盗用、不正使用、その他の事故により使用者が利用者本人でなかつたときでも、そのために利用者に生じた損害については、当会社および窓口金融機関は責任を負わない。 3～7 (略) 8 当会社は、第10条、第11条第 <u>6</u> 項、第22条第2項、第25条第3項、第28条第 <u>4</u> 項、第45条、第56条および前各項ならびに法第11条および法第14条に規定する損害以外の当会社の業務に関して参加金融機関または利用者に生じた損害について、当会社に故意または重大な過失がある場合を除き、責任を負わない。	
第14章 雜則 (規定の効力) 第65条 利用契約が解約または解除された後においても、第10条、第11条第 <u>6</u> 項、第22条第2項、第25条第3項、第28条第 <u>4</u> 項、第45条、第56条、前条および本条の規定は、当該利用契約に係る利用者にお有効に適用される。	
附則 (施行期日) 第1条 この規程は、西暦2013年2月4日から施行する。 附則（西暦2014年1月1日改正） (施行期日) 第1条 この規程は、西暦2014年1月1日から施行する。 附則（西暦2017年4月1日改正） (施行期日) 第1条 この規程は、西暦2017年4月1日から施行する。 附則（西暦2019年7月8日改正） (施行期日) 第1条 この規程は、西暦2019年7月8日から施行する。 附則（西暦2023年1月10日改正） (施行期日) 第1条 この規程は、西暦2023年1月10日から施行する。 <u>附則（西暦2024年11月18日改正）</u> <u>(施行期日)</u> <u>第1条 この規程は、西暦2024年11月18日から施行する。</u>	附則 (施行期日) 第1条 この細則は、西暦2013年2月4日から施行する。 附則（西暦2014年1月1日改正） (施行期日) 第1条 この細則は、西暦2014年2月24日から施行する。 附則（西暦2016年4月18日改正） (施行期日) 第1条 この細則は、西暦2016年4月18日から施行する。 附則（西暦2017年4月1日改正） (施行期日) 第1条 この細則は、西暦2017年4月1日から施行する。 附則（西暦2019年7月8日改正） (施行期日) 第1条 この細則は、西暦2019年7月8日から施行する。 附則（西暦2023年1月10日改正） (施行期日) 第1条 この細則は、西暦2023年1月10日から施行する。 <u>附則（西暦2024年11月18日改正）</u> <u>(施行期日)</u> <u>第1条 この細則は、西暦2024年11月18日から施行する。</u>

以上